

小値賀町議会第1回定例会 (第9日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成27年3月11日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 岩坪義光議員 ・ 伊藤忠之議員 ）
- 第 2 発 議 第 4 号 地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案
- 第 3 議案第20号 平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第21号 平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第22号 平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第23号 平成26年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第24号 平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第25号 平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

- 第 9 議案第 26 号 平成 27 年度小値賀町一般会計予算
議案第 27 号 平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計
予算
議案第 28 号 平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
議案第 29 号 平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会
計予算
議案第 30 号 平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算
議案第 31 号 平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
議案第 32 号 平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算
議案第 33 号 平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会
計予算
- 第 10 議案第 34 号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 35 号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第 12 発議第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を
求める意見書案
- 第 13 総務文教厚生常任委員会報告（所管事務調査）
- 第 14 産業建設常任委員会報告（所管事務調査）
- 第 15 藻場再生調査特別委員会報告
- 第 16 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番・岩坪義光議員、9 番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第 2、発議第 4 号、地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川重佳地方創生まちづくり特別委員会委員長

地方創生まちづくり特別委員会委員長（土川重佳） おはようございます。

発議第 4 号、地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案について、趣旨説明をいたします。

平成 26 年 12 月 27 日に、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。本年の 9 月を目処に、全国の自治体でも地方創生戦略を策定しなければなりません。小値賀町議会においても、地方創生まちづくり特別委員会を設置し、議会の観点から戦略策定に取り組むよう、このたび体制を整えました。

地方創生の中心は、人口問題であります。いかに子どもを増やしていくかにかかっています。そのために、本町の総合的な環境づくりをどのようにしていくかが中心課題となります。その課題の中心である若い世代が、地方政治に関心を持ち、携わっていただき、これからのまちづくり、ひとづくり、しごとづくりに知恵を出していただかねばなりません。このような意味において、本年 4 月に迫っている統一地方選挙に、若い方々の地方議会選挙への立候補を促さなければならぬと考えます。立候補を躊躇させる要因は、いろいろあると思いますが、その中でも子育て世代に対して家族を養うことのできるという収入の確保問題が決断を鈍らせているケースも少なくないと考えます。町政に専念しても、家族を養えないとすれば、立候補意欲が削がれてしまうのは当然です。

以上のことから、地方創生まちづくり特別委員会は、若い方々の立候補しやすい環境を整え、若い世代の政治参加を求める一環として、その地方創生の推進を図るため、このたび 50 歳以下の議員に限り、議員報酬を月額 30 万円にするという本条例案を提案するものです。

何卒、慎重にご審議いただき、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

宮崎議員

3番（宮崎良保） 私は、この発議第4号に対して、賛成の立場から討論をいたします。

本町の本町議会議員の平均年齢は、65歳を越えています。政府が今、力を入れている地方創生の主役は若者であります。これからの4年間は、小値賀の将来を左右する大事な時期であることを認識すれば、若者や女性の議員の誕生が望まれるところです。

然るに近年、小値賀町では若い人の町議会議員選挙への立候補が見られない状況です。本町では、子育て世代の必要経費も上昇し、更に現在の就職環境からも、立候補の決断を鈍らせる要素が数多くあります。そこで、子育て世代の方々が議会に出やすい環境を作るために、50歳以下の議員の報酬を月額30万円に引き上げることにすることは、大変意味のあることだと思います。このことが立候補を決断するきっかけの1つとなることを期待するものです。

よって、本案に賛成します。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

発議第4号、地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、発議第4号、地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定める条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 皆さんおはようございます。

議案第20号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算案は、国の地方創生に絡む地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付を受けた、27年度への繰越事業予算の計上と特別地方交付税等の見込み計上、地方債の申請予定額の確定と、各事業の精算に伴う減額等が、主な内容となっています。

予算書1頁、第1条は、第1表『歳入歳出予算補正』のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,356万円を増額し、補正後の予算総額を、対前年度比約17%増、金額で4億6,683万6,000円増の、31億5,986万7,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、5頁の第2表に示しますとおり、肉用牛経営規模拡大事業について、当該年度の借入実績がないため廃止するものであります。

第3条は、地方債の追加・変更で、6頁の第3表に示しますとおり、辺地債、過疎債ソフト事業分の変更と、災害復旧債を追加するものでございます。

第4条は、繰越明許費の計上で、7頁の第4表に示しますとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で7事業と、漁港事業2事業でございます。緊急支援交付金は大きく、消費喚起型と地方創生先行型に分かれておりますが、先行型については、27年度に単独事業として取り組む予定のものをこの補助事業に振り替えて計上しているものもでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしましたが、詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入概要をご説明いたします。

1 款・町税、1 項・町民税、2 目・法人 29 万 8,000 円を減額し、町民税の総額を 6,191 万 5,000 円としております。4 項・町たばこ税を 157 万円減額し、1,895 万円としております。

9 款、1 項・地方交付税は、説明欄にありますように、普通交付税の追加交付と特別交付税の見込み計上で、補正後の地方交付税総額を 17 億 389 万 2,000 円としております。

11 款・分担金及び負担金、2 項・負担金、1 目・民生費負担金は、保育料負担金 151 万 8,000 円を計上し、補正後の負担金の額を 912 万 4,000 円としております。

12 款・使用料及び手数料、1 項・使用料、7 目・教育使用料 29 万 5,000 円減額し、補正後の額を 3,547 万 5,000 円としております。

13 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・民生費国庫負担金を各節のとおり 300 万 8,000 円増額し、補正後の額を 1 億 1,424 万 2,000 円としております。2 項・国庫補助金は、各目のとおり事業実績等精算に伴う変更ですが、7 目・総務費国庫補助金は、町長も申し上げた地方創生に絡む交付金でございまして、補正後の 2 項・国庫補助金を 2 億 31 万 5,000 円としております。

14 款・県支出金、1 項・県負担金は、各目のとおり 137 万 2,000 円減額し、補正後の県負担金を 5,865 万 5,000 円としております。2 項・県補助金は、各目のとおり事業精算に伴うものですが、4 目、3 節・水産業費補助金は、大島漁港高度利用工事にかかる長崎県漁港の高度利用のための整備事業 405 万円の計上で、27 年度繰越事業でございまして、合わせて 903 万 2,000 円を減額し、補正後の県補助金を 1 億 8,786 万 8,000 円としております。3 項・委託金を各目のとおり 16 万 5,000 円減額し、補正後の委託金の額を 1,852 万 4,000 円としております。

15 款・財産収入は、残土土地使用料の減が主な理由で、239 万 1,000 円を減額、補正後の額を 906 万 9,000 円としております。

16 款、1 項・寄附金は、各目のとおり 281 万円計上し、補正後の額を 381 万 9,000 円としております。

17 款・繰入金、1 項・基金繰入金 2,470 万円減額し、3,476 万 8,000 円としております。2 項・特別会計繰入金、5 目・後期高齢者医療特別会計繰入金 7 万 4,000 円を補正し、補正後の額を 354 万 1,000 円としております。

20 款、1 項・町債は、過疎債、辺地債の補正計上で、各目のとおり 4,350 万円増額し、補正後の町債の額を 3 億 3,961 万 6,000 円としております。

歳出について申し上げます。

1 款、1 項、1 目・議会費は、各節のとおり 14 万 3,000 円減額し、5,996 万

3,000円としております。

2款・総務費、1項・総務管理費は、1目・一般管理費を179万2,000円増額、3目・財政管理費7,000円の増額、5目・財産管理費は、振興基金ほかへの積立金が主なもので、1億3,388万3,000円の計上。6目・企画費は、総合戦略策定関係経費、空き家対策情報発信のためのホームページの改修など、地方創生関係の繰越事業費が主なもので、283万2,000円を計上。11目・ふるさと創生事業費を30万円補正し、補正後の1項・総務管理費を4億6,682万5,000円としております。2項・町税費、3項・戸籍住民基本台帳費は人件費の調整です。4項・選挙費、6目・県議会議員選挙費は、各節のとおり20万円を減額。補正後の選挙費の額を552万8,000円としております。6項・監査委員費を21万2,000円減額し、81万6,000円としております。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、各節のとおり471万9,000円を減額。3目・老人福祉費は、生きがい活動支援デイサービス事業が主なもので、100万円を減額。4目・障がい者福祉費は、補助金等で30万8,000円の減額で、補正後の社会福祉費を3億3,674万9,000円としております。2項・児童福祉費は、各目のとおり30万8,000円を増額。児童福祉費の補正後の額を7,213万1,000円としております。3項・生活保護費を38万8,000円増額し、生活保護費を7,578万4,000円としております。

4款・衛生費、1項・保健衛生費は、がん検診等の実績に伴う精算で、118万7,000円を減額し、補正後の額を1億7,633万8,000円としております。2項・清掃費は、塵芥費の精算が主なもので、301万8,000円を減額。補正後の額を1億4,043万5,000円としております。

5款・農林水産業費、1項・農業費、1目・農業委員会費を10万5,000円増額。2目・農業総務費1万7,000円計上。3目・農業振興費は、地方創生関連で繰越事業として27年度に実施する特産品等、6次産業化支援のための担い手公社活動費補助金998万円の計上が主なもので、そのほかの事業の精算減額と合わせ、303万8,000円の計上でございます。4目・畜産業費を52万円減額。5目・農地費を30万円増額し、1項・農業費の補正後の総額を2億5,896万7,000円としております。2項・林業費は、衛生伐作業委託業務の減が主なもので、561万2,000円減額し、補正後の額を2,114万7,000円としております。3項・水産業費、1目・水産業総務費を1万3,000円増額。2目・水産業振興費は各種補助金の精算減額と地方創生関連で繰越事業として、水産加工物の開発促進を行うための必要経費計上で、各節のとおり383万3,000円の減額。3目・水産施設費は財源組替。4目・漁港管理費を10万2,000円減額。5目・漁港建設費は、各事業の精算減額と、国の補正予算で繰越事業として実施する大島漁港の工事請負費計上が主なもので、432万7,000円を計上。補正後の2項・水産業費の

総額を2億5,242万円としております。

6款、1項・商工費、2目・商工業振興費は、地方創生関連で繰越事業として実施する消費喚起型プレミアム券の発行事業費870万円の計上。3目・観光費も地方創生関連で繰越事業として実施するもので、世界遺産登録記念シンポジウム開催経費、野崎島保全のための環境調査、ユネスコのイコモス調査前に必要な受け入れ経費、観光振興に必要な案内板の整備の経費で、1,131万5,000円を計上。補正後の商工費を1億2,233万7,000円としております。

7款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費は、リフォーム支援補助金の精算減額が主なもので、120万8,000円を減額。補正後の土木管理費を1億9,564万8,000円としております。

9款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費を2万円増額し、補正後の額を4,030万1,000円としております。4項・小値賀中学校費は財源組替でございます。7項・社会教育費、1目・社会教育総務費を2万円減額。2目・公民館費を42万1,000円減額。5目・文化財保護調査費は財源組替。6目・図書館費を9万8,000円減額。7目・世界文化遺産登録推進事業費を6万4,000円増額し、社会教育費の補正後の額を1億6,774万1,000円としております。8項・保健体育費、1目・保健体育総務費を55万円減額。2目・学校給食費は地方債の計上に伴う財源組替でございまして、補正後の保健体育費の額を1億9,846万2,000円としております。

11款、1項・公債費、1目・元金を57万1,000円補正。2目・利子を166万円減額し、補正後の額を3億1,014万4,000円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

追加して申し上げます。

歳入の部で、19款、15頁ですけれども、諸収入、雑入の8万4,000円を増額し、1億2,696万9,000円としております。

それから、歳出のほうの26頁、12款・諸支出金、2項・特別会計繰出金でございまして、25万3,000円を増額し、2,543万2,000円としております。

失礼しました。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質問願います。

第1款・町 税

町税、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第9款・地方交付税 浦 議員

7番(浦 英明) この中の特別交付税が9,343万円計上されておりますけども、この分を積み上げていきますと、この特別交付税はちょうど2億円というふうな、区切りの良いような数字になっておりますけども、この9,343万円について内容をお尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

特別交付税につきましては、12月までの交付確定額が1億5,499万3,000円でございます。25年度は3月に1億と825万5,000円交付されて、25年度の特別交付税の総額が2億2,185万6,000円ございました。そういうことで2億は堅いだろうというふうに見込み計上をしております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 見込み計上ということですが、私が聞いたかったのは、今回これで確定するのかというようなことを聞いたかったんですけども、これには臨時財政対策債等は含んでいないのか、お尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

3月に確定するので、3月にならないと正確な数字はお示しできないと思います。それと臨時財政対策債につきましては、普通交付税の全国の基準財政需要額の積み上げと交付税財源との関係で、交付税財源が少ない時に臨時財政対策債で手当をするというふうになっておりますので、特別交付税には含まれておりません。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第11款・分担金及び負担金
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第12款・使用料及び手数料
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第13款・国庫支出金
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第14款・県支出金
県支出金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第15款・財産収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第16款・寄附金

近藤議員

1番(近藤育雄) 寄附金の中の2節のふるさと寄附金87万5,000円ですけども、今年度26年度、特筆するようなものはなかったか。これで何件ぐらいになるのか。また、ふるさと寄附金の使途について、寄附者からどれこれに使ってほしいという、そういった希望・要望がなかったかどうかを伺います。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

特筆して26年度に大きな変わったことということとはございませんで、この存目設置の分も含めて87万6,000円あるんですけども、30件の合計金額が87万6,000円でございます。ふるさと寄附金につきましては、申し込み用紙に使途を書く欄があって、地域振興とかその他いろいろ、温泉とか、書かれているケースもございます。その目的もそれぞれ幅広いものでございますので、その目的を全て対応するには、6年間の合計を見たところで約900万ですので、全てに充当するのはちょっと難しいかなと思っております。いずれにしても、このふるさと寄附金、振興基金の中に積み上げておりますので、できるだけ寄附者の意図に沿うように活用するべきだろうとは思っております。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第17款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第19款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第20款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・議会費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・総務費

浦議員

7番（浦 英明） 1項の5目・財産管理費、この積立金について、財政調整基金の積立金が1,000円ありますけども、この1,000円は利息なのかどうなのか、内容をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり利子でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） それは分かりました。

それで、一番下のほうから2つですね、社会体育施設整備基金、それから減債基金。これが2,000円ずつ減額になっておりますんで、これの内容をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 同様に利子でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） そしたら、利息の計上が、以前、余分に上げていたことで、今回、減額したということになるのですか。確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員おっしゃるとおり、最初に計上したものと、実際の利息が変動することがございます。場合によっては、その大きな理由で基金の一時的な運用っていうのがございますので、そういったことも含めて利子が変わることがございますし、利率等も変わるケースがございますので、そういったことで変動するので、その分は年度末の議会で、こういった格好で出させていただいております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 一応、分かりましたけども、なかなか最近はこういった減額で上がってくることはなかったもんですから。それはそれで結構です。

それでこの基金の現在高はですね、これは特別目的、それから定額運用、特別会計、ここはまあ一般会計で申し訳ありませんけど、特別会計を聞いて。その残高をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

特定目的基金の合計額が15億7,176万7,000円程度でございます。定額運用が2億2,313万6,000円程度でございます。

一般会計の合計といたしまして、23億と258万6,000円程度でございます。特別会計を申し上げますと、1億210万6,000円程度でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

近藤議員

1番(近藤育雄) 17頁の6項ですね。企画費の中で、7節の賃金と18節の備品購入費、どちらも空き家バンク登録強化事業関係の費用が上がってますけども、これはそのまま繰越明許費になるんでしょうが、この事業のですね、まあ今年度はしないんでしょうけど、次年度から強化するという事なんですが、事業の内容を少し詳しく説明していただけますか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 空き家バンク登録強化事業ということで、地方創生先行型の事業として取り組もうと考えております。地方創生の中で「まち・ひと・しごと」ということになりまして、「ひと」が住むところとして、この空き家バンク等の、空き家バンクに限らずUIターン者用の住宅っていうのは喫緊の課題というふうに考えておまして、以前、調査した空き家等の調査のデータも、その後まだ十分活用されずにおりますので、そのデータを更に追加調査とか実際の改修の計画まで、住民の皆さん、所有者等と詰める作業をやっていきたいと考えております。そのために、なかなか役場のスタッフでは間に合わないのので、そのための臨時的な雇用等を計上させていただいております。

議長(立石隆教) 近藤議員

1番(近藤育雄) この賃金の118万1,000円、それは1人分かなと思うんですけども、それともこれは期間限定か何かで、1人雇用なのか、それとも2人ぐらい雇用する予定でしょうか。教えてください。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 予算計上上は、2名を考えております。

議長(立石隆教) 近藤議員

1番(近藤育雄) ということは、27年度の割と早い時期にこういったことをやって態勢を整える、受け入れ態勢ですか、そういうことを目論んでいるんでしょうか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 27年中に、何とか形は整えたいというふうに考えております。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第3款・民生費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第4款・衛生費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第5款・農林水産業費

浦 議員

7番(浦 英明) 1項、3目・農業振興費の委託料ですね、13節。これが366万減額となっておりますけど、これは農産物加工場の設計委託料ですけど、この内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) お答えいたします。

農産加工場の設計の業務委託の入札の執行残でございます。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 先日、主要一覧をもらった時に農産物加工場の金額が出ておりましたけども、1億2,000万程度ですか。本年度の予算に上がってなかったもので、これは一応、取り消すということで、それからは取り消されたというわけなんですけども、その時の説明では、ちょっと予算がつかないから後でやるということでありましたけども、これが減額になって2号補正で900万上げまして、今回366万を差し引いたちゅうことは534万の設計委託料になるわけなんですけども、この農産物加工場の1億2,000万っていうのは、この設計委託料が下がった場合は下がる可能性があるわけですか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) 加工場の建設費につきましては、これからの設計の中で算出されるわけですが、大まかの工事の事業料が1億2,000万程度という形でこうやって計画を上げてたということで、実際27年度の補助がちょっと難しいということで、落とした経緯があります。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 私達はそういうふうになってきた数字を一応、頭に描いて、それからいろいろ考えるもんですから、私なりの考えをしますと、当初の900万円であれば、大体7%ぐらいして1億2,000万円ぐらいの工事費が出るのかなと思っておったんで、今回366万も減額して530万ぐらいになるということですね、大体1億を切って7,000万、8,000万、そこ辺りになるのかなというふうに思ったものですから尋ねたんですけども、これはまた上がってきてからということになればちょっと遅いもんですから、できればそこら辺りを、どういうふうに考えているのか、分かる範囲内で説明を求めます。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) お答えいたします。

設計の委託料と工事費とは相反するというか、整合性はないと思います。そ

れで設計については競争入札で、こういうふうな加工場を造るに当たりましてどうでしょうかということで、設計の入札をするわけで、全体の箱物の工事費につきましては、その設計の中で弾かれるということを想定しております。だから全体の額がこのくらいだから設計費がこのくらいになるということは、ちょっと考えておりませんし、その算出の根拠がないと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私、設計関係についてはちょっと疎いもんですから、なかなか分かりにくいのかなと思うんですけども、以前私もそのような仕事をしておりまして、大体設計費に対して工事費はどのくらい、というふうに大体あるようです。一遍、我々が学校造った時にプロポーザル方式でやったこれについては、そういった設計費には比例はいたしませんけどもね。そういうふうな考えを私は持っているんですけども、ちょっとまだ納得いかないので、もう1度ちょっと説明していただけませんか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

浦議員さんのお尋ねなんですけれども、建築の場合の設計と建築工事の工事の部分との関連なんですけれども、昔はですね、例えばこの建物の事業費、おおよそこのくらいの事業費だということで設計費を算出してたんですけれども、最近では改定されてきて、例えば学校とか店舗とか住宅とか、そういう種類ごとに分かれてきて、事業費から積算するというのは、今はやっておりますので、そういう、事業費と設計費がどうなんだっていうのは、今は考えられないと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **宮崎議員**

3番（宮崎良保） 2項の林業費なんですけども、衛生伐のことで聞きたいと思っております。559万6,000円減額になっておりますけども、昨年と比べてどのくらい減ったのか、何本伐採したのか、お答え願いたいと思っております。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） お答えいたします。

衛生伐につきましては、当初300立米分の補助をいただくという形で計上しておりました。ところが、小値賀本島の松枯れの状況を調査しましたところ、100立米程度の枯れしか発生しておりませんので、一応、衛生伐の補助事業として100立米分をいただいております。そして今現在、松喰い虫の被害木の伐倒をしている段階でありますので、まだまだ実績が出ておりませんので、今後はつきり実績が出次第、本数が把握されると思いますので、その時には宮崎議員にはお知らせしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に、第6款・商工費 浦議員

7番(浦英明) 1項、2目、19節の負担金で、プレミアム商品券の発行事業補助金がありますけども、この分も地方創生の分だということで、先程、説明がありましたけども、これが今度もらった資料には、「子育て世帯支援も含む」と書いてありますので、これは対象者がちょっと分からないので、この内容をお尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 子育て世帯への支援につきましては、まだ細かいところが決まっておられません。例えば、義務教育課程にするのか、高校までにするのか、そういったことも含めまして、今、県内の各市町で子育て世帯への支援ということがかなり入っておるようですから、そういったことも繰越事業の中で対応していきたいということで、今、お示ししている資料の中には入れているところがございます。

議長(立石隆教) 浦議員

7番(浦英明) その件については、分かりました。

それで、この事業がいつから始まって期限がいつまでなのか。それと、ここに書いてありますけども、500円が24枚綴りと、これがマックスなのか、そういったことについて、お尋ねいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 今、それは予算の根拠として国に上げた交付申請の本身としてやっておりますので、実際のことになりますと若干の変動は当然発生するかと思っております。ただ、一応、使い度として、しまとく通貨の500円というのがありますし、1回に住民の方が使われる金額として1,000円券よりは500円券のほうがいいだろうということで、500円券の24枚綴りというふうな制度設計を考えております。また、2割のプレミアムということで1万円に対して1万2,000円ということで、24枚綴りと考えております。

時期の問題ですけれども、これも今から商工会と打合せして、期間も決めなければいけませんけれども、大体こういった商品券の期限というのがそういう法律で決まっておりますので、そういう期限も合わせて大よそ27年中ですけれども、まあ27年度まで延びる可能性もあるかと思っております。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 申し加えます。27年度中の事業でございますので、28年度まで跨ることはございません。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。 近藤議員

1番(近藤育雄) 24頁の観光費の中の15節・工事請負費680万上がってお

りますが、これに観光案内板等設置工事とあります。これは過去何回か、私も気にしてる立場から聞いておるんですけども、今年度自体はもう事業はできないんでしょうけども、案内板とか、ほんとの表示板、道標とかですね、そういったものかなと思います。事業内容の説明、次年度にかかるのであれば、世界遺産登録推進に合わせた事業と思いますけれども、そういったところの合わせた事業の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） ご説明いたします。

この事業は、26年度の予算に計上した分の観光案内板設置工事の増額分が30万円と、地方創生で行う事業の650万円の合わせて680万円になります。

今回、地方創生のほうでやる事業の内容としては、道標と、まだ不足している部分の事業と、文化財等の説明板、そういったものを両方考えております。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 結局27年度中にはやるということなんですかね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかに、商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第11款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第12款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質問願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『債務負担行為補正』について、ご質問願います。5頁です。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

次に、第3表『地方債補正』について、ご質疑願います。次の頁です。

近藤議員

1番(近藤育雄) 起債の変更のところで、アワビ関係の事業について2つ変更があつてます。私だけが知らないのかもしれませんが、アワビの種苗育成放流事業、これが900万から500万ということで、400万減と。それで片方のあわびの里づくり事業300万から500万、200万増ということですが、これは同じ事業じゃないと思いますけども、事業の内容をちょっと分かるように説明をしてください。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

議員がおっしゃったのは逆で、補正前と補正後が逆になっておりますので、アワビ種苗育成放流事業が400万増で、里づくり事業が200万減。

これは実はですね、種苗センターの運営費とあわび館の運営費といったものに充てておまして、過疎債ソフト事業でございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

次に、第4表『繰越明許費』について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 20 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 20 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 21 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 21 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入では、国、県及び各種交付金等の変更申請による額の調整、一方、歳出では、保険給付費の実績と見込み推計による増額及び共同事業にかかる拠出金の確定による調整が主な内容でございますが、最終的に歳入の不足が見込まれることにより、財政調整基金繰入金 1,640 万円を追加しておりまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 856 万 4,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,000 万 8,000 円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） それでは、事項別明細書 7 頁から説明いたします。

歳入では、3 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、2 目・療養給付費等負担金を 744 万 6,000 円増額、3 目・高額医療費共同事業負担金を 69 万 7,000 円減額。4 目・特定健康診査・特定保健指導負担金を 52 万 7,000 円減額し、1 項・国庫負担金の補正後の総額を 9,220 万 4,000 円としております。

4 款、1 項、1 目・療養給付費交付金は、696 万円増額し、1 項・療養給付費交付金の補正後の総額を 1,991 万 3,000 円としております。

6 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・高額医療費共同事業負担金 69 万 7,000 円減額、2 目・特定健康診査・特定保健指導負担金 52 万 7,000 円減額し、1 項・県負担金の補正後の総額を 570 万 1,000 円としております。2 項・県補助金、1 目・財政調整交付金は、432 万 9,000 円減額し、2 項・県補助金の補正後の総額を 2,621 万 7,000 円としております。

7 款、1 項、1 目・共同事業交付金を 1,111 万 6,000 円減額、2 目・保険財政共同安定化事業交付金を 286 万 7,000 円減額し、1 項・共同事業交付金の補正

後の総額を 6,317 万 9,000 円としております。

これらは、いずれも変更申請額や交付金等の変更といったものがある程度、固まっておりますので、その数値に合わせたものです。

9 款・繰入金、1 項、1 目・一般会計繰入金は、各節のとおりで 148 万 2,000 円減額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 1,951 万 8,000 円としております。2 項・基金繰入金は、医療給付費等の上昇に伴い財源不足が見込まれますので、国保財政調整基金から 1,640 万円繰入を追加し、2 項・基金繰入金の補正後の総額を 3,150 万円としております。

次に、歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費は、財源組換えでございます。

2 款・保険給付費、1 項・療養諸費、1 目・一般被保険者療養給付費 1,300 万円増額。2 目・退職被保険者等療養給付費を 240 万円増額し、1 項・療養諸費の補正後の総額を 2 億 7,610 万 9,000 円としております。これは、当初予算の見込みを大きく上回ることが予想されますので、増額をいたしております。

5 款、1 項、1 目・後期高齢者支援金は 2 万 2,000 円増額し、1 項・後期高齢者支援金の補正後の総額を 5,672 万 4,000 円といたしました。

6 款、1 項、1 目・介護納付金は、財源組換えでございます。

7 款、1 項・共同事業拠出金、1 目・高額医療費拠出金を 278 万 7,000 円減額。2 目・保険財政共同安定化事業拠出金を 337 万 7,000 円減額し、1 項・共同事業拠出金の補正後の総額を 7,099 万 8,000 円としております。これは、国保連合会からの確定通知による変更でございます。

9 款、1 項、1 目・特定健康診査・特定保健指導費は 73 万円減額し、1 項・特定健康診査・特定保健指導費の補正後の総額を 712 万 6,000 円としております。

12 款・諸支出金、3 項・繰出金、1 目・直営診療所施設勘定繰出金は、3 万 6,000 円増額し、3 項・繰出金の補正後の総額を 803 万 6,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質問願います。

第 3 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 4 款・療養給付費交付金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第6款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第7款・共同事業交付金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第9款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・保険給付費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第5款・後期高齢者支援金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第6款・介護納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第7款・共同事業拠出金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第9款・特定健康診査・特定保健指導費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第12款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 21 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 22 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)については、居宅訪問事業・通所事業の利用者減による介護保険給付費減に伴う補正が主なもので、歳入歳出ともに 3,880 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額を 4 億 317 万 4,000 円とするものであります。

なお、詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) それでは、詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次説明いたします。

7 頁をご覧ください。

歳入では、4 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護保険給付費負担金 234 万 4,000 円の減額計上は、居宅利用者が施設入所に伴う介護保険費減によるもので、1 項・国庫負担金の補正後の総額を 6,921 万円としております。2 項、1 目 765 万円の減額計上は、国庫負担金同様の理由で、5 目・事業費補助金 46 万 6,000 円の計上は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費によるもので、

2 項・国庫補助金の補正後の総額を 4,688 万 7,000 円としております。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費負担金 307 万 8,000 円の減額計上は、国庫負担金同様の理由によるもので、1 項・県負担金の補正後の総額を 6,029 万 3,000 円としております。

6 款、1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金 1,877 万円の減額計上についても、2 目・地域支援事業支援交付金 80 万 3,000 円の減額計上は、どちらも国庫負担金同様の理由によるもので、1 項・支払基金交付金の補正後の総額を 1 億 389 万 7,000 円としております。

7 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金 413 万 1,000 円の減額計上は、国庫負担金同様に介護保険給付費に対するルール分の減によるもので、4 目・その他一般会計繰入金 46 万 6,000 円の計上は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る費用の町負担分によるもので、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 5,549 万 9,000 円としております。2 項・基金繰入金、2 目・介護保険給付費準備基金 296 万 2,000 円の減額計上で、2 項・基金繰入金の補正後の総額を 43 万 8,000 円としております。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費 93 万 4,000 円の計上は、13 節・平成 26 年度介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料によるもので、1 項・総務費の補正後の総額を 158 万 6,000 円としております。

2 款・保険給付費、1 項、1 目・介護サービス等諸費 3,369 万 3,000 円の減額計上は、19 節・負担金、補助及び交付金で居宅介護者の減少、施設入所者の死亡・転出に伴う給付費の減が主なもので、1 項・介護サービス等諸費の補正後の総額を 3 億 2,070 万円としております。2 項、1 目・介護予防サービス等諸費 500 万円の減額計上は、19 節・負担金、補助及び交付金で要支援者への給付費減が主なもので、2 項・介護予防サービス等諸費の補正後の総額を 2,000 万円としております。4 項・高額介護サービス等費、1 目・高額介護サービス費、3 目・高額医療合算介護サービス費は、いずれも財源組み替えです。5 項・特定入所者介護サービス等費、1 目・特定入所者介護サービス費 50 万円の減額計上は、19 節・負担金、補助及び交付金の減額で、5 項・特定入所者介護サービス等費の補正後の総額を 2,074 万円としております。

5 款・地域支援事業費、1 項、1 目・介護予防事業費は財源組み替えです。2 項・包括的支援事業・任意事業費、5 目・任意事業費 54 万 7,000 円の減額計上は、介護用品支給事業の減で 20 節・扶助費の減で、オムツ券・介護手当のロングステイ利用や死亡・転出による対象者減が主な理由で、2 項・包括的支援事業・任意事業費の補正後の総額を 1,102 万 3,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

ちょっと修正がありました。5 款、1 項・県負担金の補正後の総額が 5,721 万

5,000 円が正しい数字です。失礼しました。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質疑願います。

第 4 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 6 款・支払基金交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第 7 款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 2 款・保険給付費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 26 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 23 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明いたします。

このたびの補正は、最終的な確定等に係る諸調整でございまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 83 万 3,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4,729 万 9,000 円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) それでは、補正予算事項別明細書 7 頁から内容を説明いたします。

歳入では、1 款、1 項・後期高齢者医療保険料、1 目・特別徴収保険料を 152 万 2,000 円減額。2 目・普通徴収保険料を 24 万 3,000 円増額し、1 項・後期高齢者医療保険料の補正後の総額を 2,090 万 8,000 円としております。

4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事務費繰入金 22 万 1,000 円増額、2 目・保険基盤安定繰入金 17 万円を減額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 2,356 万 3,000 円としております。

6 款・諸収入、4 項、1 目・受託事業収入は、39 万 5,000 円増額し、4 項・受託事業収入の補正後の総額を 269 万 3,000 円としております。

次に、歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費を 11

万 8,000 円減額し、1 項・総務管理費の補正後の総額を 52 万 5,000 円としております。3 項、1 目・健康診査費は 43 万円増額し、3 項・健康診査費の補正後の総額を 166 万 6,000 円としております。4 項、1 目・保健事業費は 23 万円増額し、3 項・保健事業費の補正後の総額を 204 万 2,000 円としております。これらは、広域連合の事業を受託して行うものですが、健康診査が 50 人増加、予防接種が 70 人増加によるものです。

2 款・分担金及び負担金、1 項、1 目・広域連合負担金は、144 万 9,000 円減額し、1 項・広域連合負担金の補正後の総額を 4,281 万 4,000 円としております。これは保険料が下がったことによる減額と、保険基盤安定負担金の減額によるものです。

3 款・諸支出金、2 項・繰出金は、前年度の一般会計繰入金の精算に伴う繰出で、7 万 4,000 円増額し、2 項・繰出金の補正後の総額を 7 万 5,000 円としております。

以上で、内容説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質問願います。

第 1 款・後期高齢者医療保険料
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 6 款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費
総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 2 款・分担金及び負担金
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 3 款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 26 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

— 休 憩 午 前 11 時 23 分 —
— 再 開 午 前 11 時 33 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

日程第 7、議案第 24 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 24 号、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、離島航路構造改革補助金 35 万円の減額及び長崎県離島航路事業対策補助金 100 万円の減額、この 2 つが主なものでございます。

また歳出では、離島航路構造改革事業に係る調査事業委託料 27 万円の減額及び人件費の補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額は、第 1 条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ 115 万円を減額し、6,885 万円としております。

以上、平成 26 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 3 号)の概要を説明いたしました。

なお、内容の詳細については、担当より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） それでは、事項別明細書の4頁、歳入からご説明いたします。

1款・渡船事業収入、2項・さいかい営業収入、1目・旅客運賃収入は、定期旅客運賃収入を5万3,000円減額し、補正後の額を130万4,000円としております。

2款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・渡船事業費国庫補助金では35万円を減額し、補正後の額を2,771万7,000円としております。

3款・県支出金、1項・県補助金、1目・渡船事業費県補助金では100万円を減額し、補正後の額を560万円としております。

4款・繰入金、1項、1目・一般会計繰入金では25万3,000円増額し、補正後の額を2,543万2,000円としております。

5頁、歳出では、1款・渡船事業費、1項・渡船管理費、1目・渡船総務費で47万3,000円を減額。これは離島航路構造改革事業に係る調査費の入札に係る減額が主なものであります。同じく2目・はまゆう運航費で25万2,000円を減額。同じく3目・さいかい運航費で42万5,000円を減額し、1款、1項・渡船管理費の補正後の総額を6,536万6,000円としております。

以上で、内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質問願います。

第1款・渡船事業収入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第2款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第3款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

宮崎議員

3番(宮崎良保) 全般について、お伺いをしたいと思います。

全般について、やはりマイナス、減額、減額ということになってますけども、各関係者によりますと、利用者が少なくなってるんじゃないかという話もちよくちよく聞くんですよね。昨年から比べて欠航、抜港・・・、抜港はないでしょうけど、欠航等が多くなったのかどうか、伺います。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) お答えいたします。

26年度の就航率ということは、ちょっと調べておりませんので、手元に資料はありません。25年度につきましては、大島航路が約95%、野崎・六島航路で92%だったと思います。その程度の就航率でございまして、26年度が欠航が多いというふうなことで言われてますけど、実情を把握してみたいと思います。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成26年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号、平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補

正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第25号、平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、診療収入、諸収入及び町債の減額、歳出では、賃金、医師診療謝礼、医療機器修繕費、医薬材料費の減額計上が主なものでございまして、第1条、第1表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出からそれぞれ1,250万円を減額し、補正後の総額を4億1,422万4,000円とするものでございます。

第2条は、第2表『地方債補正』のとおり、辺地債の医療機械器具購入事業にかかる事業費の確定により、減額の変更を行うものです。

なお、内容の詳細については、担当より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6頁の歳入から順に説明いたします。

歳入、1款、1項・入院収入680万円を減額し、補正後の総額を3,491万1,000円に、2項・外来収入を441万円を減額し、補正後の総額を2億5,985万2,000円としております。各目それぞれ12月分までの診療報酬額と1月分までの窓口収入の実績等をもとに減額するものです。

6款、2項・受託事業収入は、特定健診の実績により、49万円減額し、補正後の総額を819万4,000円としております。

7款、1項・町債では、4頁、地方債補正に記載のとおり、医療機械器具購入事業で80万円を減額し、補正後の総額を1,180万円としております。

歳出に移ります。

1款、1項・総務管理費は、賃金、医師診療謝礼の減額が主なもので、824万7,000円を減額し、補正後の総額を2億795万円としております。

2款、1項、1目・医業用機械器具費は、修繕料を100万円減額、2目・医薬品衛生材料費は医薬材料費320万円減額し、2款、1項・医業費の補正後の総額を1億9,328万2,000円としております。

3款、1項・公債費は、利子5万3,000円減額し、補正後の総額を560万円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款をおって、ご質疑

願います。

第1款・診療収入

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第6款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第7款・町債

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第2款・医業費

医業費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第3款・公債費

公債費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

続いて、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成26年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 26 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 48 分 —

— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

日程第 9、議案第 26 号、平成 27 年度小値賀町一般会計予算から、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算までを議題とします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

伊藤予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長(伊藤忠之) 本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により、報告いたします。

1. 委員会を開いた年月日及び場所、2. 出席した委員の氏名、3. 欠席した委員の氏名、4. 出席した委員以外の委員の氏名、5. 説明のため出席した者、6. 職務のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりであります。7. 付託を受けた事件名及び 8. 会議に付した事件名は、

議案第 26 号 平成 27 年度小値賀町一般会計予算

議案第 27 号 平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

についてであります。

審議の結果を申し上げます。

本特別委員会は、3 月 4 日から 6 日までの 3 日間委員会を開き、各議案について審議を重ねました。質疑の主なものは、お手元の報告書に記載のとおりです。慎重に審議した結果、議案第 26 号の一般会計予算、議案第 27 号から議案第 33 号までの特別会計予算 7 件について賛成全員で、全議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回 3 日間の予算特別委員会を開きましたが、委員の姿勢、説明する執行部の姿勢も真剣で、真摯に質疑応答がなされました。

本町は自主財源に乏しく脆弱な財政構造のため、国・県などの補助制度や起債の制度の活用、歳出の削減努力により、ここ数年、比較的な財政運営を維持していますが、一方で、本町にとって最も大きな財源である地方交付税は、国の動きや平成 27 年度の国勢調査を考えると、今後減少が予想されます。国は地方創生をキーワードに施策を行おうとしています、バラまきではなく自主性、将来性、創意工夫のある地方を重点的に支援するということを言っています。そのような中、平成 27 年度当初予算は、町長選挙のために、通常では骨格予算ですが、国の地方創生に向けた動きの中で総合計画や各種計画等に挙げられた事業をはじめ、本町の基幹産業である第 1 次産業の健全な経営の維持とさらなる発展へ繋げる施策や、国・県補助金等の有効活用、少子高齢化に対応し、住民ニーズに応えるべく各種取り組み、地域おこし協力隊の活用、施設の老朽化に対する維持補修対策や行政システムの更新、野崎島の世界遺産登録に向けた取り組みなど、年度当初から取り組むべき事業については、予算計上されておりました。

一方で、人口減少対策やイノシシ対策、藻場磯焼け対策で危惧するところもあり、今後十分な検討が必要だと思われれます。また、一部予算計上を見送った事業等がありますが、町長選挙後に補正予算で上げれるかどうかを検討がなされると思います。

また、平成 27 年度はこども園への移行、給食施設の稼働、尼忠東店等の新たな施設の利活用も予定されているため、町民のために有効活用できることを期待したいと思います。それから役場職員の平成 27 年度末から退職者が増え、マンパワー不足になり行政力が弱まるのではないかと危惧するところですが、マンパワーの確保と各種職員の研修等を積極的に実施していくことで、職員のスキルアップを図っていくことが一層重要になります。

昨今の経済状況を鑑みると、本年度も更なる国の経済対策が打ち出される可能性が高く、町としても柔軟にして有効な事業が展開できるような態勢を整えておく必要も、指摘しておきたいと思います。

今後、小値賀町の人口減少、少子高齢化に対応した地方創生を見据えて編成された平成 27 年度予算が、真に住民の暮らしの中で活かされるよう、効果的に施行し、大きな効果が上がるように期待するものであります。

以上で、予算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（立石隆教） これで報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

これから、議案第 26 号、平成 27 年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

宮 崎 議 員

3 番(宮崎良保) 私は、本予算案に賛成の立場で討論をいたします。

本予算案は、先程のニュースでもあったとおり 25 億 6,600 万円、前年度対比マイナスの 10.6%の減額となっております。これは、学校給食の建設など大型事業がなくなったことや、統一地方選挙などの関係で経常的経費を主体とした骨格予算となっているのが主な要因と思われます。

しかし、本町の基幹産業である農水産業への必要な経費である漁業用燃油補助に 1,100 万円を、離島流通効率化コスト改善事業には 2,200 万円を計上し、農業に対してもイノシシ侵入防護策設置事業として 1,565 万円計上など、産業の活性化に対する予算はしっかりと確保しております。また、新たな起業助成として、ゲストハウス開業に向けた活動経費の計上など、特徴ある予算編成となっており、反対する理由が見つかりません。

本年度以降は「まち・ひと・しごと地方創生」に対応する小値賀町の活性化戦略の策定が求められ、一方では安全保障上の脅威となり得る国境離島の状況を改善するため、領海や排他的経済水域の基点を持つ自治体が、国境や国土を守るための特別な処置を求めて第 1 次産業や観光振興への特別処置や、新たな国境離島債の創設を柱とする新法が検討されています。長崎県教会群の世界遺産登録と合わせた総合的な活性化戦略が求められております。利用率が減少するから削減するといったマイナス思考ではなく、利用率を上げるための戦略を策定し、離島は内海も外海も同じ振興をするという離島振興法とは異なり、本町の特性を活かした総合戦略策定を期待して、私の賛成討論といたします。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号、平成 27 年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 26 号、平成 27 年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 27 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 28 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 34 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 34 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案の提案理由について、ご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正により、平成 27 年度から第 1 号被保険者の保険料率の算定に関する基準が見直され、現行の標準 6 段階から標準 9 段階に細分化されたことによるものでございます。また、医療介護総合確保推進法附則第 14 条に基づき、地域支援事業の実施の猶予に係る規定を制定するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、第 6 期の標準保険料の算定につきましては、昨年 8 月から本年 3 月までに介護保険事業計画策定委員会を 3 回、介護保険事業計画作業部会を 7 回開催し、先般、答申をいただいたところでございます。

次に改正内容についてご説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

第 3 条は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の保険料率を定めたもので、国の基準どおり 9 段階とし、保険料基準額となる第 5 段階の保険料を月額 5,070 円に、それぞれの負担割合と 12 カ月を乗じまして年額を算出しております。ちなみに段階について説明いたしますと、第 5 段階を基準として所得が少ない方の第 1 段階が一番安く、所得の多い方の第 9 段階が一番高い保険料になります。

第 1 段階は、基準月額 5,070 円の 0.5、半分の月額 2,535 円、年額にすると、そこに記載のとおり 30,420 円となります。同様に第 2 段階及び第 3 段階は同額でございまして、0.75 の負担率で月額 3,802 円、年額 45,630 円。第 4 段階は 0.9、月額 4,563 円、年額 54,750 円となります。第 5 段階は、先ほどから説明しておりますように基準月額でございまして、基準月額 5,070 円の 12 カ月分、年

額では 60,840 円となります。第 6 段階から高くなりまして、1.2 の負担率で月額 6,084 円の 73,000 円となります。第 7 段階は 1.3 の負担率で月額 6,591 円、年額 79,090 円。第 8 段階は 1.5 で月額 7,605 円の 91,260 円。第 9 段階は 1.7 で月額 8,619 円の 103,420 円となっています。

次に、第 5 条第 3 項の改正でございますが、これは 9 段階になったことによる改正でございます。本来適用されるべき基準等を適用すれば、生活保護を必要とするけれども、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる、境界層該当者について規定したものでございます。

附則は、第 1 項の施行期日で、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。

同じく、附則第 2 項では、保険料率の経過措置として、改正後の小値賀町介護保険条例第 3 条の規定は 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

第 3 項で、改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置としまして、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成 29 年 4 月から行うという規定でございます。

第 4 項の事業は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業でありまして、これについては、平成 30 年 4 月 1 日から行うと規定しています。

よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 54 分 —
— 再 開 午 後 1 時 54 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 35 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 35 号、監査委員選任の同意について、ご説明をいたします。

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、監査委員については議会の同意を得て市町村長が選任することになっておりますが、監査委員であります黒崎政美氏から退職の申出があり、慰留に努めて参りましたが、その意思は固く、3 月 31 日付けで承認することにいたしました。その後任を、浜津郷の村田宏司氏にお願いしようとするものでございます。

村田氏は、皆さまご承知のとおり長年農協に勤務され、退職前は JA ながさき西海小値賀支店長の経験をお持ちでございまして、金融にも明るい方でございます。人柄についても非常に温厚で真面目な方で、監査委員として適任だと考えております。

なお、任期につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 35 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。

監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 12、発議第 5 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎議員

3 番(宮崎良保) 発議第 5 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

我が国においてウイルス性肝炎は、特に B 型・C 型肝炎の患者数が 350 万人以上蔓延していることが、国の責に帰すべき理由によるものです。肝炎対策の基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにした上で肝炎の予防・早期発見・療養について、肝炎対策を総合的に推進することを目的とした肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても確認をされており、国の法的責任は明らかであります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施され、対象となる医療が B 型・C 型肝炎ウィルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼっております。特に肝硬変・肝癌患者は、高額な医療費を負担せざるを得なくなるだけでなく、就労不能な方も多く、生活に困窮をしております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定、いわゆる障害者手帳の対象となされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮しておりません。

他方、平成 23 年 12 月に議決された特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝癌患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進める」との附帯決議がなされました。しかし、国において肝硬変・肝癌患者に対する医療費助成を含む生活

支援については、何ら新たな具体的措置を講じられてはおりません。肝硬変・肝癌患者は毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であることから、本議会は下記事項を実現するよう強く望むものであります。

1. ウイルス性肝硬変・肝癌に係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上により、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものであります。

何卒、慎重にご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩 坪 議 員

8 番（岩坪義光） 私は、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案に、賛成の立場で討論いたします。

我が国の肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、ウイルス性肝炎が国民病かつ医原病としての本質を持つことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めている B 型肝炎の予防接種が被害者ですら、その多くが立証手段を失って、司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾が一層鮮明となっている。肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時より一層明らかとなった国民病・医原病としてウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準に留まらない患者支援策を進めるべきである。高額な医療費負担と就労不能などの生活困難に直面している。ウイルス性肝硬変・肝癌患者については、毎日 120 人以上の方が亡くなっている深刻な事態に鑑み、現在は助成対象となっていない医療費にも広く助成を及ぼすよう、早急に制度の拡充、充実を図るべきである。また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ、適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身

体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度、障害者手帳は、医学上の認定基準から極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が、現場の医師からも多くなされているところである。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の見直しを行うべきである。

以上、強く要望して、賛成討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 5 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第 45 条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に、それぞれ送付することにいたします。

日程第 13、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会、宮崎良保委員長

総務文教厚生常任委員会委員長（宮崎良保） 総務文教厚生常任委員会の平成 24 年度 1 月以降の調査・審査の報告をいたします。

特定養護老人ホーム「値賀の里」の待機者問題について、報告します。

特定養護老人ホーム「値賀の里」の待機者問題については、待機者が 50 名を越える状況になったことから、福祉法人「値賀の里」の中谷理事長を招聘し、現況報告や問題点について協議したことは、前回に報告をしましたが、その後 24 時間ケアをできる唯一の施設として入所希望が増えており、独居老人世帯の増加により、町民の不安の増加、夫婦での待機者がますます増えており、現況の施設では対応が困難になっていることから、早期に施設の増床の必要性があるということをご承知のとおりであります。

長崎県において、近年、補助対象が個室ユニット型の新增設のみとなっていたものが、地域のニーズを踏まえた意見書を提出することで、以前の多床室の増設も補助対象にするとの方向変更の意向もあり、意見書の前提となる第 6 次介護計画策定を急ぐ必要が出てまいりました。そこで早急に介護計画策定を担当に促したところでありましたが、現在、策定委員会の開催が昨年 8 月に開催され委員会構成がなされたものの、その後 12 月まで開催がなされておられませんので、開催するよう意見したところであります。

独居老人世帯の問題について、報告をいたします。

急速に増加している独居老人世帯の生きがいのある社会づくりにおいて、一刻も早く対応できるよう、小値賀独特の方策も含めて提言していくために、先進地の視察や研修会の参加などを計画してまいりましたが、悪天候により実施できませんでした。福岡県の大牟田市において開催された地域密着型ケアシステム作りの講習会において、委員長 1 人が出席する形になりましたが、この研修により施設を利用しないで地域密着型で健康寿命を延ばす策として、使用されていない民家を利用したケアシステムの構築などについても検討する必要性を感じたところであります。

ふるさと納税の調査研究について、ご報告を申し上げます。

昨年 3 月の定例会において、一般質問で提言された、ふるさと納税のあり方について、委員会として調査研究することにいたしました。まず、ふるさと納税のシステム現状を把握し、ついで総務課長の出席を求めて小値賀町のふるさと納税に対する現況と考え方を聞き、委員会から提言する方針を定め、ふるさと納税額を町税の 1 割程度にするための方策について調査研究をし、調査内容を踏まえて西町長に出席を求め、ふるさと納税に対する考え方を改めて伺いました。産品を販売するツールとしての観点から「ふるさと納税を活用した新たな展開を考えるべき」との委員会の提言に対して、「現状では、ふるさと納税の本来の趣旨から物品販売のツールとしての考えはない」という答えでした。その後、本委員会の研修対象の 1 つであった平戸市の新システムによるふるさと納税額が、昨年は 2,175 万円から本年は 12 億 7800 万円と日本一となり、特産

品がなかった弱みを、カタログ導入したことで、地元産業に多大な貢献をしている現状を鑑みると、本町も取り組むメリットは大いにあると考えるべきです。このことは今後も、小値賀町の活性化の方策の 1 つになるよう、提言のため協議を続けていくべきだと考えます。

今期の委員会の任期はあと僅かですが、この取り組みは小値賀町にとって魅力ある事業と考えており、今後は次の委員会に期待すること大であります。

その他、一般質問の内容においては、当委員会として取り組むべき項目として判断した場合、調査研究の対象としてまいりました。その中でも重要項目については次の委員会に引き継ぎ、継続協議をお願いすることといたします。

これで、総務文教厚生常任委員会のこれまでの調査研究及び協議をしたことに対しての報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で、報告を終わります。

日程第 14、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、松屋治郎委員長

産業建設常任委員会委員長（松屋治郎） 産業建設常任委員会における、平成 26 年度の取り組みについて、報告いたします。

7 月 24 日、初会合にて出前議会による重点項目を検討した結果、漁業後継者対策と水産加工、新田の利活用対策が挙がり、その中でも漁業問題が深刻であることから、8 月 22 日「漁業再生について」、9 月 25 日「魅力ある漁業について」等を検討しましたが、その内容は、漁業とスキューバダイビング等観光産業との融合、2 つ目は水産物加工販売を中心としたものです。また 10 月 15 日、検討中のスキューバダイビングについて、産業振興課田川主事より、小値賀町漁協山川参事と同行し、視察研修した観光ダイビングについての報告を受けました。

2 月 2 日、六島の松枯れについて産業振興課長より報告を受け、約 90%が枯れており処分整理すべきだが、多額 5,000 万円の費用が必要であり、費用対効果の観点から放置もやむを得ないとの結論に至っております。3 月 9 日、六島の枯れ松について消毒のあり方、松枯れの発見が遅かったこと、枯れ松の処理が不十分でシロアリ等の対策が十分でなかった、との意見も出ました。

前項の協議を踏まえ、平成 26 年度産業建設常任委員会の重点項目として、漁業の衰退を食い止め、再び活力ある漁業にするためにはどうしたらいいかを探るため、各地の漁民、漁協、漁村の取り組みを調査しました。全国各地の漁村も水産資源の減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少、漁業所得の減少、高齢者不足等、問題点も多く、これらを克服するための方策として漁業者、漁村は 6

次産業化に取り組み、水産加工、水産物直売、漁家レストラン、漁家民泊、体験漁業、ダイビング等を行っております。事例といたしまして、新上五島町漁協では、漁協、漁民による定置網ものの魚の加工販売、直売であります。平戸市の活魚・鮮魚・加工品の直売、レストラン、漁家民泊、体験漁業、静岡県熱海市初島、伊東市の富戸漁協による観光ダイビング、小笠原諸島の遊漁・スキューバダイビング、ホエールウォッチング等が、様々な取り組みが行われております。

このような調査から、小値賀に合った取り組みとして水産物の加工販売、スキューバダイビング、美しい変化に富んだ海の活用であります。この2つが最適ではないかとのことで、この意見を中心に検討してきました。水産物の加工販売については、小値賀町は観光客、交流人口が増えてでも、特産品、土産品、加工品等の販売がなく、観光収入が増えない。漁業による収入減を補うため、漁業者及びその家族による水産物の加工直売による所得の向上、並びに新しい仕事づくり等が期待されます。またスキューバダイビングについては、愛好家が国内に150万人おり、また富裕層、女性等も多く、景気に左右されない産業と言われ、スキューバに関連したサービス範囲も、ダイビングショップ経営、インストラクター、船による案内、貸し器具、シャワー、風呂、マッサージ、飲食、宿泊、土産品等があり、様々な雇用の場が生まれること、若者向けの仕事が多くなること、移住・定住の機会が増えることで、様々な形で付加価値が付けられ、外貨、観光収入の大幅な増が見込まれる。これらのことから、この取り組みは、漁民・漁協ばかりではなく、広く町全体への波及効果が期待されるものと思います。

当委員会の任期も少なくなってきましたが、以上の取り組みを次期の委員会で継続していただければ幸いと思っております。

以上で、報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で、報告を終わります。

日程第15、藻場再生調査特別委員会の報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藻場再生調査特別委員会、末永一郎委員長

藻場再生調査特別委員会委員長（末永一郎） 藻場再生調査特別委員会の最終報告をいたします。

平成25年12月5日に、アマモシートの設置作業を産業振興課の職員と共に実施した結果を確認するために、平成26年5月2日に、産業振興課の田川主事より説明を求め、勉強会を行いました。アマモの成長状態について、潜水調査結果を写真等で確認したところ、2月22日には5センチから10センチほど、4

月 16 日には 20 センチから 40 センチほどのアマモに成長していました。

平成 26 年 12 月 23 日に、アマモシートの設置作業を町の職員と共に実施した結果について、平成 27 年 3 月 9 日に藻場再生調査特別委員会を開催し、説明を求めました。浜津漁港の灯台側に 60 平米、乙子に 30 平米設置したが、いずれもアマモの成長は見受けられなかったとの説明に、設置時期及び水温との関連はどうだったのか、種が悪かったのではないかを業者に確認・検証の必要があり、後日報告されるように産業振興課に依頼いたしました。

今まで磯焼け対策ガイドラインなどで研究し、現場の調査を踏まえて検討してきた結果を次のようにまとめました。

- ① 藻場の阻害要因は、海水温の上昇、栄養塩の減少、食害など、いろいろなことが考えられる。特にガンガゼなどのウニが侵入しないようにウニハードルを設置し、ガンガゼを駆除したあとにスポアバックなどで海藻の種を落とした場所は海藻が生えているので、継続して実施すべきと確認しました。
- ② 忌み嫌うガンガゼのウニ味噌、醤油などの商品価値も考えるべきである。
- ③ 日本魚類協会会長、東京海洋大学の藤田先生が小値賀の海水を成分分析した結果、あらゆる栄養分が不足、中でも鉄分が不足していることが判明したので、大学とともに連携をとりながら調査研究をすべきである。
- ④ 浜津の天然藻を採って、アマモを採って直接植えつける方法も考える必要があると思われます。

最後に、藻場再生調査特別委員会の今後のあり方について、協議の結果、我々委員会のメンバーはこれで終わりだが、次の議員にも是非継続して実施していただきたいことを全員一致で決議しました。

以上で、藻場再生調査特別委員会の最終報告といたします。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第 16、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
これで、平成 27 年小値賀町議会第 1 回定例会を閉会いたします。
皆さん、ご苦労さまでした。

— 午 後 2 時 25 分 閉 会 —